

# 平成24年度関税改正における主な検討項目

## 参 考 資 料

平成23年11月25日

財 務 省

### 【関税率の見直し】

- 個別品目の関税率の改正 ……1
- 暫定税率等の延長 ……2

### 【貿易円滑化・水際取締り強化のための税関手続の改善】

- 通関関係書類の簡素化 ……4
- 免税コンテナの国内運送条件等の緩和 ……5
- 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の  
早期化、詳細化及び電子化 ……6
- 外国税関当局との情報交換の拡充 ……7
- 両罰規定に係る公訴時効期間の見直し ……8

# 個別品目の関税率の改正

漢方薬原料(2.5%)及びふっ化水素(3.3%)について、基本税率を無税とする。

## ○漢方薬原料

- ・平成23年4月より、中国産の「しょうが(生鮮以外のもの)」及び「主として香料用、医療用等に供するその他の植物」について、開発途上国支援のための特惠税率(無税)が不適用。
- ・これら2品目には漢方薬原料が含まれる。

- ・輸入漢方薬原料の99%は中国産。過去31年間にわたって無税で輸入。
- ・国産漢方薬原料については、輸入者である漢方薬メーカー自身が農家との契約栽培により生産。

基本税率を無税化

(注)これらの2品目に含まれる、漢方薬原料でない食用のしょうが、その他のハーブ等については、現行の税率(2.5%)を維持。

## ○ふっ化水素

- ・平成24年4月より、中国産のふっ化水素について、特惠税率(無税)が不適用。
- ・ふっ化水素とは、蛍石(ふっ化カルシウム)を原料とする無色透明の液体。半導体用のシリコン・ウェハーやガラスの洗浄など、幅広い用途に使用。

- ・輸入ふっ化水素の96%は中国産。31年間超にわたって無税で輸入。
- ・世界的にふっ化水素の需給が逼迫しており、関税撤廃されても、先進国からの輸入急増の可能性は低い。

基本税率を無税化

# 暫定税率等の適用期限の延長（1年）

## （1）暫定税率

<p>輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会（輸入数量）の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護の調整を図るために特別な制度が設けられている品目</p>	
<p>ウルグアイ・ラウンド合意以前に、関税割当制度を導入した品目</p>	<p>コーンスターチ製造用とうもろこし、麦芽 等 66品目</p>
<p>ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来、輸入割当制度等の下で提供されていた無税又は低税率の市場アクセス機会（輸入数量）を提供するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目</p>	<p>関税割当品目（割当を受けて輸入されるもの） 雑豆、でん粉 等 88品目          国家貿易品目（政府又はその代行機関により輸入されるもの） 米、小麦 等 82品目</p>
<p>国際的に約束した上限の範囲内となるように関税と調整金の水準を設定する必要がある品目</p>	<p>砂糖類 等 77品目</p>
<p>関係国との協議結果等に基づき、多国間で認められた水準よりも税率を引き下げる必要がある品目</p>	<p>牛肉、紙巻たばこ 等 65品目</p>
<p>内外価格の状況等を踏まえて、課税される価格帯を見直す可能性がある品目</p>	<p>たまねぎ、銅の地金 等 28品目</p>
<p>政策上の必要性を常に見直した上で適用を判断する必要がある品目</p>	<p>石油化学製品製造用揮発油、バイオETBE 等 9品目</p>

- 415品目に設定している暫定税率の適用期限（平成23年度末まで）を1年延長。

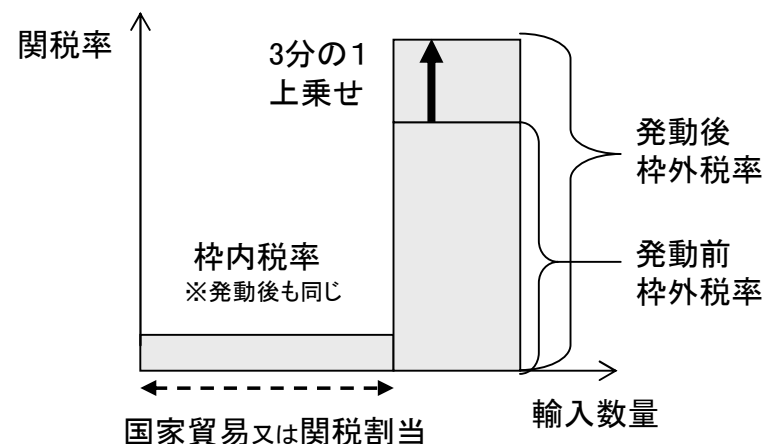
## (2) 特別緊急関税制度等

### ○ 特別緊急関税制度

●ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化品目(米、乳製品等の国家貿易品目及び関税割当品目など)についての安全弁(輸入急増時や低価格品の輸入時に割増関税を賦課)として、関税化措置と一体として設けられた制度

●適用期限を1年延長

輸入急増時の特別緊急関税制度の仕組み



### ○ 牛肉等に係る関税の緊急措置

●ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき、牛肉等の実行税率を自主的に引き下げることとした際、これと一体として、牛肉等の輸入急増時の安全弁として設けられた措置

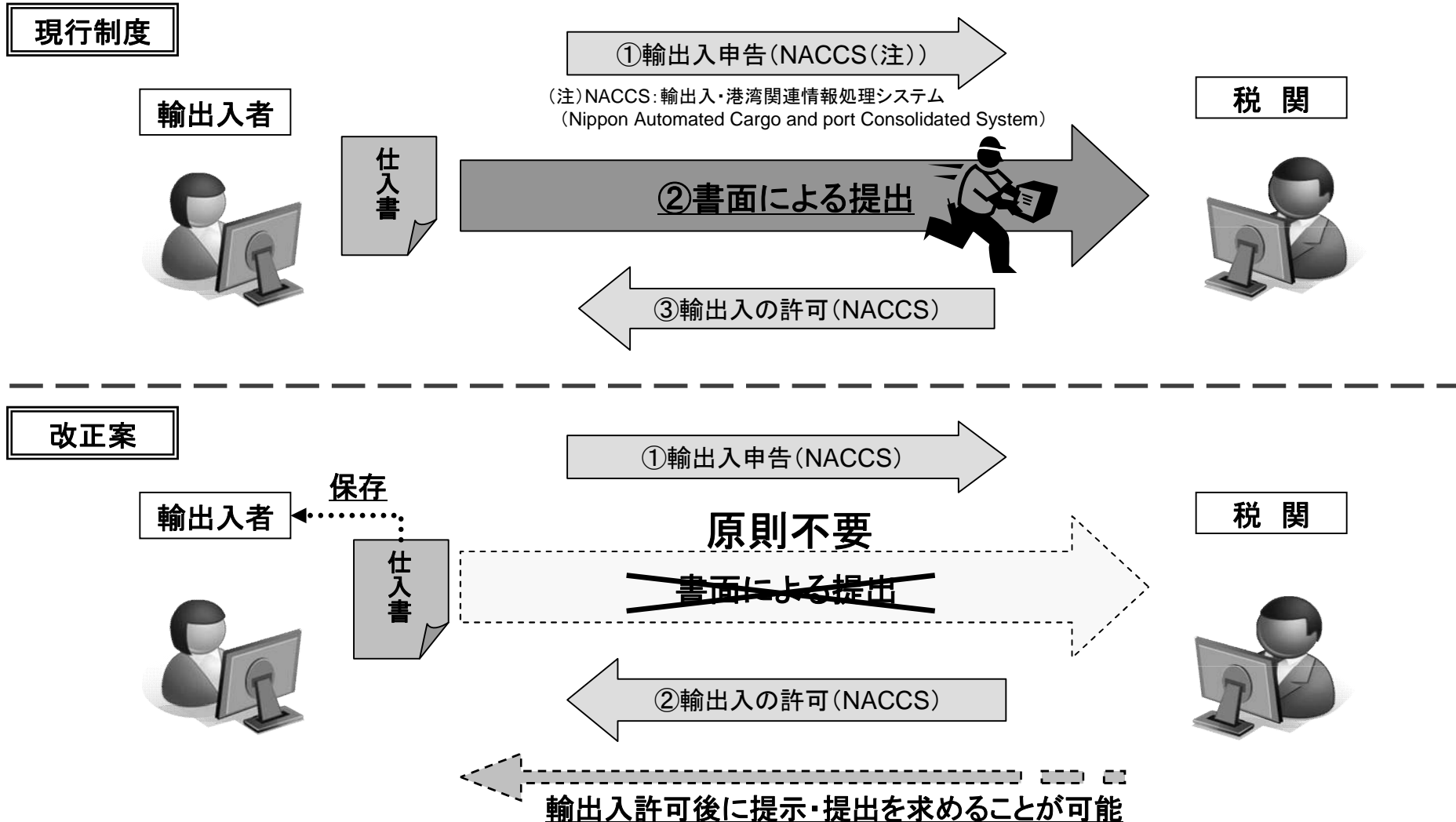
例:牛肉の場合

当該年度において、各月末までの累計輸入数量が、四半期毎の発動基準数量を超えた場合、関税率を38.5%から50%に戻す措置  
発動基準数量の算定基礎については、前年度の輸入実績又は米国におけるBSE発生前の水準である平成14年度及び15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方とする特例を適用

●適用期限を1年延長

# 通関関係書類の簡素化

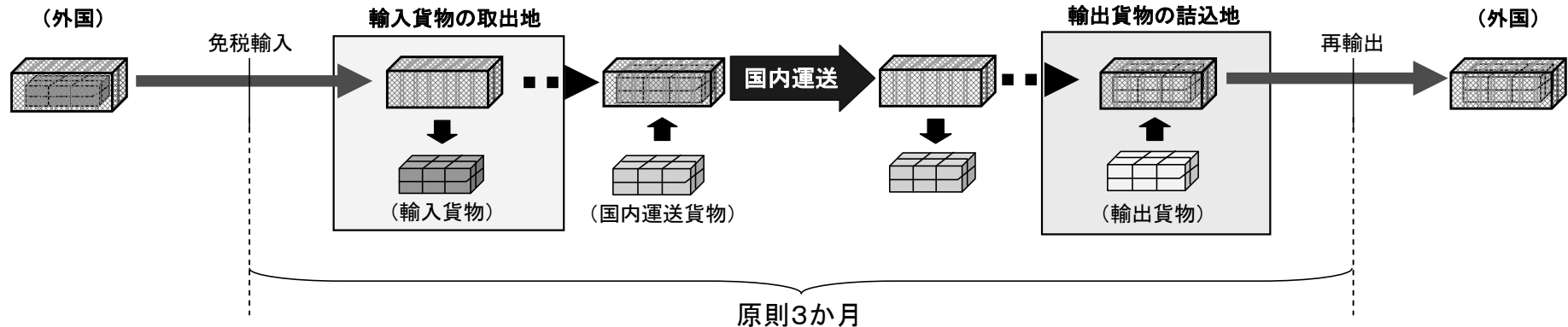
更なる貿易の円滑化の観点から、通関関係書類についてのペーパーレス化を推進するため、まず、通関関係書類の簡素化を図る。このため、仕入書について原則として提出を求めないこととし、併せて所要の措置を講ずる。



# 免税コンテナの国内運送条件等の緩和

再輸出されることを条件として関税及び消費税の免除を受けて輸入されたコンテナについて、国内運送への使用に係る条件を廃止し(現行1回限りの制限を撤廃する等)、再輸出までの期間を延長する(現行3月を1年)。

## ○ 免税コンテナの使用イメージ



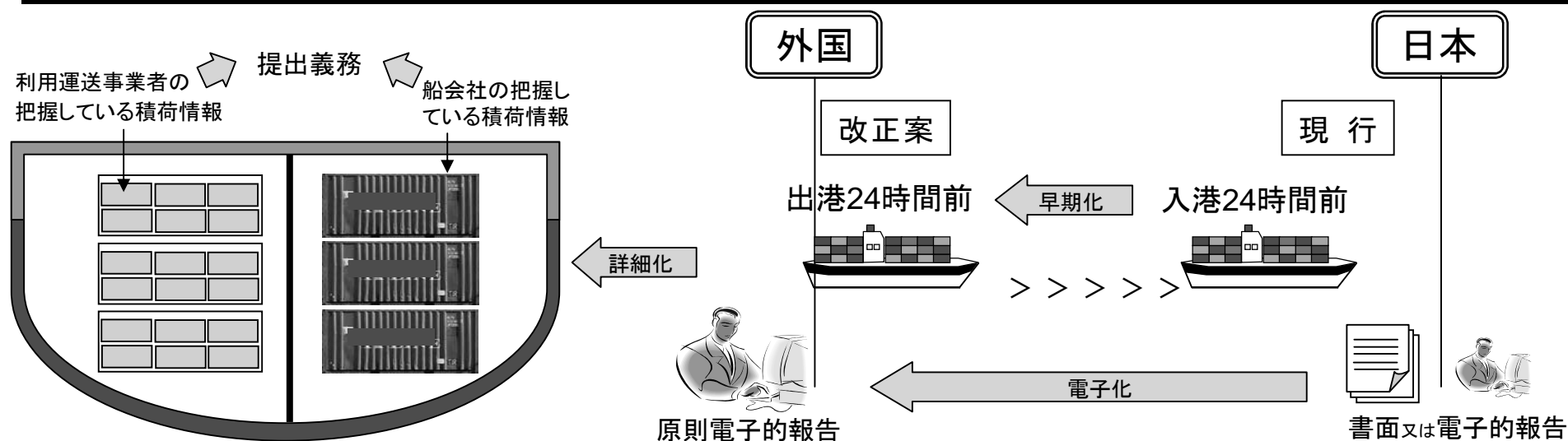
## ○ 現状と改正案の比較

	現 状	改 正 案
空コンテナの国内運送への使用	不 可 貨物を詰めて輸入されたコンテナである必要がある。	制 限 な し
国 内 運 送 の 経 路	制 限 あ り 貨物の取出地から詰込地までの通常の経路である必要がある。	制 限 な し
国 内 運 送 の 使 用 回 数	1 回 に 限 る	制 限 な し
国 内 運 送 使 用 の 事 前 申 請	必 要	不 要
再 輸 出 期 間	原 則 3 か 月	原 則 1 年

# 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度 の早期化、詳細化及び電子化

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の積出港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。

		現行	改正案
報告期限 (早期化)		原則、 <u>本邦</u> に入港する24時間前	原則、 <u>外国</u> を出港する24時間前
報告内容 (詳細化)	船会社の把握している積荷情報	提出義務	提出義務
	利用運送事業者の把握しているより詳細な積荷情報	税関長が必要と認める場合にのみ提出	提出を義務化
報告方法 (電子化)		書面又は電子的報告	電子的報告を原則義務化

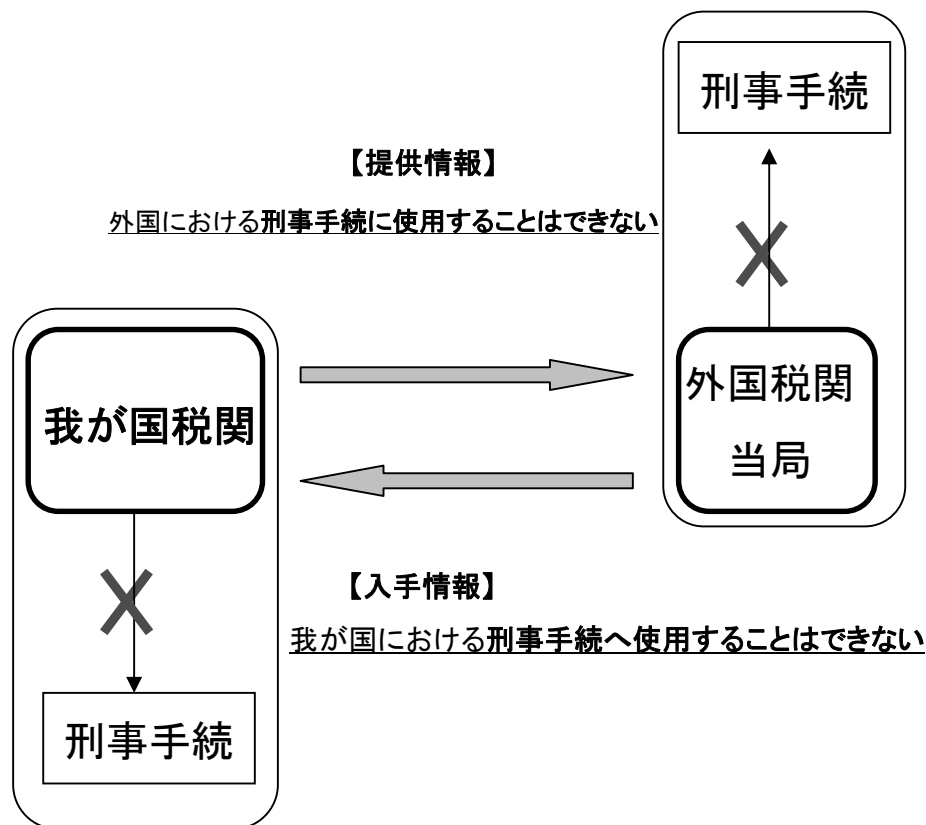


# 外国税関当局との情報交換の拡充

我が国税関が外国税関当局と交換する情報について、双方において刑事手続に使用することができるよう制度を整備する。

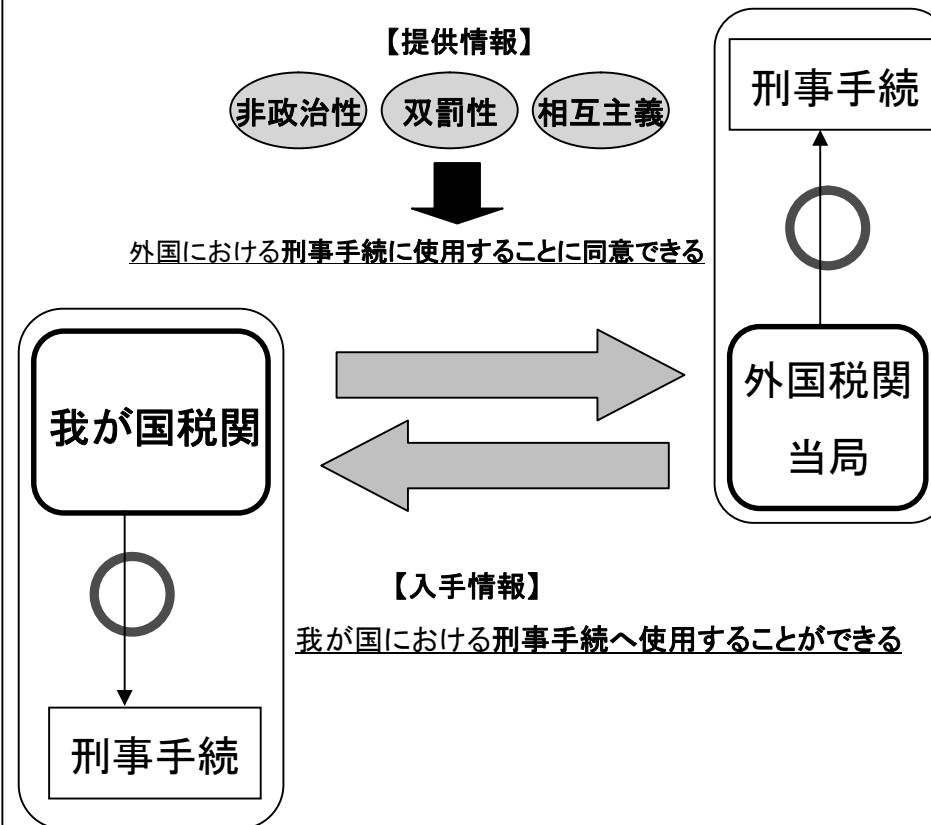
## (1) 現状

外国税関当局への情報提供は相手国の刑事手続に使用されないことが条件。相互主義のため、我が国も外国税関当局から入手する情報を刑事手続に使用することができない。



## (2) 改正案

非政治性、双罰性、相互主義の確認等を前提として、外国税関当局への提供情報を相手国の刑事手続に使用できるよう見直す。





# 両罰規定に係る公訴時効期間の見直し

違反行為者とともに法人等を処罰する場合において、法人等の公訴時効が先に成立することのないように、法人等に対する公訴時効期間を違反行為者に対する公訴時効期間と同一とする。

## ○関税法の法定刑と公訴時効期間

罰 条	罪 名	懲役刑 (以下)	罰金刑 (以下)	公訴時効期間			
				現行		改正案	
				行為者	法人等	行為者	法人等
第108条の4	輸出禁制品輸出罪	10年	3,000万円	7年	<u>3年</u>	7年	<u>7年</u>
第109条	輸入禁制品輸入罪	10年	3,000万円	7年	<u>3年</u>	7年	<u>7年</u>
第109条の2	輸入禁制品運搬罪	10年	1,000万円	7年	<u>3年</u>	7年	<u>7年</u>
第110条	関税の脱税罪	10年	1,000万円	7年	7年	7年	7年
第111条	無許可輸出入罪 虚偽申告等輸出入罪	5年	500万円	5年	<u>3年</u>	5年	<u>5年</u>
第112条	密輸貨物運搬等の罪	5年	500万円	5年	<u>3年</u>	5年	<u>5年</u>